

環境影響評価審査会 総会 会議録

- 1 日 時 : 令和6年10月30日(水) 14時00分～16時30分
- 2 場 所 : ラッセホール B1階 リリー
- 3 議 題 : (1)姫路相生太陽光発電所に係る環境影響評価概要書の審査について
(2)姫路天然ガス発電所新設計画に係る事後監視調査結果報告書について
- 4 出席委員 : 山下会長、近藤副会長、入江委員、遠藤委員、小谷委員、
上甫木委員、川井委員、島委員、田中委員、中寫委員、中野委員、
中山委員、花田委員、藤川委員、藤原(道)委員、布野委員、三橋委員
- 5 兵庫県 : 環境部次長、水大気課環境影響評価官、審査情報班長他課員4名
環境政策課、環境整備課、西播磨県民局環境課
関係市町 : 姫路市環境政策室、相生市環境課
- 6 配付資料 :
資料1 : 環境影響評価概要書の審査について(諮問)
資料2 : 環境影響評価に関する条例手続フロー図
資料3 : 姫路相生太陽光発電所に係る環境影響評価概要書説明資料
資料4 : 姫路天然ガス発電所新設計画事後監視調査結果報告説明資料
参考資料1 : 姫路相生太陽光発電所に係る早期段階環境配慮書の審査について
(答申及び知事意見)
参考資料2 : (仮称)洲本太陽光発電事業に係る環境影響評価概要書の審査について
(答申及び第1次審査意見)
- 7 議事概要 :

(1)姫路相生太陽光発電所に係る環境影響評価概要書の審査について

<議題について、事務局から資料1～2により、事業者から資料3により説明。>

[質疑]

(委員)

資料3の25ページ、水質汚濁にある降雨時の濁度調査ですが、具体的にどの程度の降雨のときに調査するのか。実際そういう調査をしたことがあるが、良い雨が降るときに限って休みの日だったということがよくあるので、どのように体制を組むのか教えてください。

(事業者)

調査自体は2回を予定していますが、基本的に比較的まとまったしっかりとした雨、それこそ、年に数回あるかどうかぐらいの大きな雨を考えています。それともう1つは比較的小規模な雨ということで、規模を分けて2回ほど実施しようと考えています。ただし、

ご指摘の通り、そんな都合のいい雨が思ったとおり降ることはないので、おそらく5、6回調査に行って、やっとできると思っています。よって場合によってはその5、6回のデータを提示して、その中のこの2回を使いましたとお示しできればと思います。

(委員)

わかりました。上手く雨をとらえて、調査していただけたらと思います。

(委員)

資料3の28ページ、4の現況調査計画案のところですが、人と自然との触れ合いの場の調査方法にアンケート調査とあります。これは羅漢の里に来場された人にアンケートをとるのか、それとも運営されているところ取るのでしょうか。

(事業者)

実際にここに来られている方に取ります。おそらく車で来られていると思いますが、どういうルートを通って来るのか、何時頃来て何時頃帰るのか、その途中でどこへ寄るのかなど、アクセスを主体にしたアンケートをし、予測評価の条件に入りたいと考えています。

(委員)

例えば100くらい集めるとか、母数は考えていますか。

(事業者)

たくさんあればいいですが、それほど羅漢の里に、1日に何千人といった数が来られるというわけではなく、多くても1日100人ぐらいですので、20、30人分取れたらいいかと想定しています。できるだけ多ければいいと思います。

(委員)

資料3の35ページ、予測計画案の廃棄物ですが、供用中の廃棄物として想定されるのはどのようなものですか。

(事業者)

はい、これは供用中というよりも供用後。

(委員)

供用後の、パネルの処理ですか。

(事業者)

そうです。20～30年経った後の、パネルの処理です。

(委員)

供用中も、一部破損するパネルがあると思いますが。

全体として思いましたが、雑草は農薬・防草シートを使わないで、年2回除草するという計画でしたが、手で刈るわけですか。

(事業者)

機械刈りで考えています。

(委員)

これだけの面積で年2回の除草では、草がぼうぼうになってしまうのではないか。除草の回数は別としても、草の量はすごいと思うのでその度に大量の廃棄物が出ると思うが。

(事業者)

刈り取った草を廃棄物としてどう扱うか、ということでしょうか。これについては今のところいわゆる産廃として処理する計画です。草の管理をどこまで細かくやるかというのは今後の課題かとは思いますが、今のところは産廃として処理かと想定しています。

(委員)

計画の中では目立ちませんが、現実として刈り取った草の量はすごいと思います。空地でもすごい草ですから。この辺のことも気にかけて予測調査をお願いします。

(事業者)

わかりました。

(委員)

資料3の21ページにある、環境影響評価項目の選定表と、概要書の192ページの選定表ですが、丸がついている項目が一致していません。

(事業者)

はい、おそらく低周波音のところかと思いますが、すみません。

(委員)

低周波音と、造成等の施工による一時的な影響と、地形改変のところは違ってきます。

(事業者)

概要書の方で誤植がありまして、大変失礼いたしました。

(委員)

概要書が間違っているということですか。

(事業者)

はい。資料3の一覧表が、内容として正しいです。実際選んでいる内容は、資料3のマトリックス表に即しています。

(委員)

わかりました。その上でひとつ質問します。工事用資材等の搬出入にともなう大気汚染について、交通量が1日5、6台と少ないですが、太陽電池は56,000枚ということで、それでも1日5、6台の交通量でできるわけですか。

(事業者)

はい。その計画で大丈夫です。

(委員)

工事用資材の搬出入に伴う大気汚染は影響が無いけれど、工事用資材の搬出入に伴う道路騒音と振動については、影響が考えられるということですか。

(事業者)

おそらくご指摘を受けるだろうと思っておりました。我々としても工事用車両の通行に伴う影響というのはそんなに大きくはないと考えています。ただし、地域の住民の皆様方から事前に騒音について気になるという意見を伺っていることも踏まえ、騒音については特に関心も高いということで、項目として追加で選定しました。

(委員)

誤植があると説明された環境影響評価概要書の192ページの表と、資料3の21ページについて、特に水質汚濁のところがポイントだと思います。もともとの概要書は、地形改変及び施設の存在に丸をつけていて、今日の説明では変更され、造成等の施工による一時的な影響にだけ丸をされている。それで、実際にやることは、予測も含めて、流出係数の変化など、地形改変後の予測をするということになっており、結局もともとの概要書192ページの方針に沿った計画がなされているはずです。

なので、そもそも地形の芝生になっているところがこれから雑草と太陽光パネルになっていくわけですから、当然、存在によって影響してくるはずで、それに対して予測するという事は間違っていないので、丸をつける場所が、今の「造成等の施工による一時的な影響」に加えて、やはり「地形改変及び施設の存在」にも丸を付けるべきではないかと思いますが、いかがですか。

(事業者)

流況変化と水の濁りについてですね、ご指摘のとおりかと思えます。私少し勘違いをしています。施設の存在に伴う流況の変化、それから濁りの発生ということかと思えます。ただ、マトリックス表では、工事の「造成等の施工による一時的な影響」の方に丸をつけてしまっていますが、そういう意味では資料3の方が誤植になると思えますので、それを移動させるのがいいのかなと思えます。大変失礼しました。

(委員)

水の濁りについては工事の期間中も発生すると思うので、「造成等の施工による一時的な影響」と「地形改変および施設の存在」の両方に丸がつくのが普通かと思えます。

(事業者)

工事中の濁りということになりますと、工事の造成等による影響ということになると思うのですが。

(委員)

設置される時ですよ。

(事業者)

はい。ただ、切土・盛土が今回はありません。そう考えると、影響というのはそれほど出ないのではと考えますが、いかがでしょうか。

(委員)

どんな規模のものを設置されるのか、実物を見ていないのでわかりませんが、基本的には水の濁りは工事中も監視されるべきものかと思えます。

(事業者)

わかりました。

(委員)

この水質汚濁に関しては、搬入道の整備もするでしょうし、パネルを設置するために掘削しない、基礎を設置せずに、ソーラーパネルを設置するなんてことはないかと思えます。当然、大量のコンクリートを流しますよね。だとすれば、いくつかの排水路に水質監視のためのセンサーを置いて、水質汚濁の主要な項目をモニタリングされる方がいいと思えます。というのは、この場所は水道水源の近くですから。相生市長の意見で、西播磨水道企業団の懸念事項が指摘されているので、水道水源のところに設置する以上は、一時的な影響とは言え、しっかりとした観測が重要です。健康や財産に関わります。この概要書はパブリックコメントしてしまっていますよね。非常に基本的なことが対応できておらず、誤植もあって大幅な見直しになるなら、致命的な手続き不備かと思えますので、選定項目が

変わらないのであればもう一回、概要書からやり直したほうが良いと思います。影響が大きいとか小さいではなく、法定手続きとして正しくないのです。水道水源に関わるのがこの事案の一番の懸案事項で、地域の問題ですから、そこはしっかりと誤植の正誤表と改定等を混乱の無いように書いて、もう一度、地域が安心するように説明して頂きたいです。

また、草刈のところですが、相生市長の回答と、兵庫県知事意見に対する回答が食い違っており、年2回と数字が書いてある、書いてない等が違うので、統一していただきたいです。

特に水道水源への流出の問題はかなりシビアになることは指摘しておきます。農薬は使わないと言っても、造成にあたって地盤改良材を入れることもありますし、防草管理の施工を委託した会社の独断で薬剤を使っても分からないですから、しっかりとモニタリングして頂きたい。また、この水質の調査地点ではおそらく少なすぎる。資料3の29ページ、水質の調査地点は、流出の直下だけではなく、29ページ右図の、一番北側の流域から流出するところは出口だけ測っていますので、流入側の直下を地点に入れていただくのと、水道水源のところに関しては、更に数地点増やし、後で検証する際に排水による汚濁が原因かどうか判断できるような形で、少なくとも2地点は増やしていただいた方が良いと思います。特に水道に関わる問題を地域の方が一番気にされると思いますので、いわゆる方法書でその対応をしていただきたい。

また、生物に対する影響について一番懸念されるのは、これだけの面積のソーラーパネルを設置すると、反射光によって鳥や哺乳類はそこから逃げていくということが、様々な論文で指摘されています。そうすると、事業区域内での影響だけでなく、周辺で今までいた場所からいなくなっている、ということが後で分かるようにしないといけない。ですが、知事意見に対する事業者見解のところで「事業の影響について適切な予測評価を行い、必要に応じて具体的な環境保全措置を検討します」とすごく曖昧な書き方をしている具体性に欠くので手続きとしては不備があります。「検討します」ではなくて、「必要に応じて、具体的な環境保全措置を行います」にさせていただかないと、不安はぬぐえないです。矢野川水系に関して言いますと、漁業権にも関わることです。ここは環境保全措置を検討じゃなくて、対応していただきたい。外来種も、「計画を策定」するだけじゃなくて、環境保全措置を取って頂きたい。計画を策定するだけでは問題解決になりません。保全措置の実行が必要です。この文言は改定して頂きたい。

あと、眺望に関して、前も言いましたが、眺望点はGISを使い、高さ2メートルあるいは適切な高さの架台にしたところから周辺の可視頻度の解析をすれば、どこから見えるか、光の反射についての影響圏が全部地図上で表現できます。何となく4地点選ぶのではなく、面的に解析する方法に改めていただくようお願いします。そうしないと、反射による光害の影響は生物に対してもありますので、反射も含めた影響圏がどこにあるのか、きちんと空間解析で可視頻度の解析をしていただきたい。

また、資料3の12ページ、他の事項でもそうですが、ここは水道水源なので、「災害時等にパネルの破損が発生した場合、即時撤去を行い、長期の放置をせずに」と書いてありますが、これは具体的に期限を決めないと、納得していただけないと思います。あいまい

な書き方で放置されると、結局は行政による緊急的な財政出動になってしまうリスクがあります。破損時の対応は今この場でするよりは西播磨水道企業団と一緒に相談して、何日以内というのを決めていただくのが良いでしょうし、アセス資料としては別途ステイクホルダーと協議して規則化するといった表記が妥当でしょう。本来は、この概要書が出る前に水道企業団と打ち合わせをしておかないといけない話で、一番深刻なリスクを取られるステイクホルダーと対話ができているということは法手続き上の大きな問題なので、リスク回避と対応については丁寧で具体的な記載をして頂きたい。

あと資料3の11ページに「森林の伐採は極力しない」と書いてありますが、これも量を決めないといけないと思います。すでにゴルフ場を開発した時点で、森林法に基づく開発許可をもとに開発しており、そこで何%という量が決まっているはずなので、領域のうちのこれ以上は伐採しないというのを、「できるだけ」ではなくて面積何%残存ということを決めていただかないと評価できない。できるだけという量は結局、法定上は事業者の判断になってしまうので、以前のゴルフ場開発のときの案件を継承する形で対応いただくよう、お願いします。

いずれにしろソーラーパネルが全面的にあって下草が日陰で生えない状況になれば、水や土砂の流出は増えるので、その流出の観測が大切ですので、具体的な改善を求めます。現状では不適合です。以上です。

(会長)

とりあえず事業者で、今答えられることがあればお願いします。

(事業者)

はい。お話のありましたもう少し調査方法細かく記載すべき、水質について特に留意すべきということについては、それらを踏まえて、設定したいと思います。

(委員)

いや、細かくではなく、流出源で測っていないというのは致命的なので、後で原因が追及できないですから、地点をきちんと適正に増やしてください。もっと細かくではなくて根本的に変えてくださいということです。

(事業者)

わかりました。小河で1ヶ所、それから、企業団が取水をしている地点等を中心に、調査地点については追加で配点をしたいと思います。

あと土地利用、樹木伐採の範囲というのは、現段階である程度定められていますので、それを踏まえて何へクター残せるのかということは明確にできると思います。そちらについてはお示ししたいと思います。今お答えできるところは以上かと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

流出解析の計算方法をきちんと掲載してください。相生市長と知事意見見解が違いますので直してください。環境影響評価項目の水質の項目は、全項目に全過程の工事のプロセスで全部に丸印を付けるように変更してください。そうでないと正しく影響評価はできないので、法定上問題があります。それについても回答ください。

(事業者)

はい。今おっしゃっていただいたことにつきましては承知しました。修正いたします。

(委員)

現況調査に関して、現況の取水地がどういう状況なのかよくわかりませんが、文献調査では、カワモズクが出てきており、車軸藻類が存在するかもしれない。実際の調査は、水生生物の植物に関しては水草類だけが書いてあって、しかも、陸上植物に合わせての実施となっているので、そうすると、藻類の部分はおそらく抜け落ちてしまうので、藻類という視点で現況の調査をしていただきたいと思います。場合によっては、絶滅危惧のカテゴリーに入るものが出てくる可能性がある。

(事業者)

先生がおっしゃったものはいわゆる付着藻類のようなものでしょうか。

(委員)

底生藻類ですね。紅藻ないし車軸藻類です。

(事業者)

これは今、調整池の中、それから河川内はもう少し地点が増えると思いますが、それらについてという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

そうですね、はい。

(事業者)

わかりました。

(委員)

資料3の29ページの調査地点図では、調整池と川の中に調査地点を置かれていますが、流出量を推定するのであれば、水路のところで調査するのが普通で、水路で調査できない

のはなぜですか。今まではこれぐらいしか出ていなくて、工事の影響でこれだけ出たよということであれば、この水路なのか管なのかは分かりませんが、その途中で調査するべきだと思いますが、なぜ川の上でやるのでしょうか。できないのでしょうか。

(事業者)

河川の本線側ではなく、水路側での調査が適切ではないかという意味でしょうか。

(委員)

そうです。

(事業者)

水路自体、普段、平水時はほとんど水が流れていません。一部流れているところもありますが。もちろん出水時は水路でも調査可能かと思います。出水時の濁水調査は、水路の方と本線の方と、それぞれやらないと差がわかりませんので、当然そうなると思います。

(委員)

だとしたら、そう書くべきですよ。

(事業者)

2ヶ所記載せよということですね。

(委員)

地点が違うのであれば、違う点を記載すべきです。

(事業者)

わかりました。

(委員)

採水調査あるいはセンサー観測の候補地点を地図に記したいと思います。それはきちんとやったほうがいいと思いますし、水道水源でもあるので、何かあったときに事業者の責任でないことも明示できますので企業側にもメリットがあります。

(会長)

それはまた事務局と調整をしてください。

(委員)

資料3の21ページの影響評価項目の選定のところで、事業者にお願いになると思いますが、今回の改変エリアが78ヘクタールで最大56,000枚の太陽光パネル置くというかなり

大規模な事業であるにもかかわらず、各評価項目について、これが最低限必要か、きちんと評価できているか、選定されているかどうかということを検討するために必要な、工事の進め方等の情報をまだ出していただけていないので、もう少し詳細な工事計画を提示いただけたらと思います。

例えば、動物の項目で例示しますと、資材の搬出入のところについて、56,000枚を1回で搬出入だとしたら、当然影響なしで今の通りで良いと思います。しかし例えばこれを何十回何百回と分けて搬入するとなると当然影響が出てきます。そこを判断するためには、どれぐらいの工事を進めるのかを出していただかないと、78ヘクタールを対象にしています、56,000枚を置きます、だけ言われても、やはりこれだけの項目できちんと評価できるのかということ判断できなくなってしまいます。

なので、今後もう少し計画を詰めていただいて、早めにこういった搬入をし、どんな配置にするのか、例えば、中心だけ置いて周辺は置かないだとか、そういったところをもう少し詳しく出していただけると、より正確に今の進め方が正しいのかどうかを判断できるのではないかと思います。

(事業者)

これから、最終的にこの工事を施工する業者等を選定するところです。そちらが決まり次第、工事の細かなところを詰めてご説明、ご報告できるように努めたいと思います。

(会長)

概要書の段階では、まだ無理ということですか。

(事業者)

先ほど申し上げた、どの辺の木を切るなどその辺は大体段取りがついていますが。

(会長)

今、委員からご指摘あった事業の段取りというかプロセスに踏み込むというところは、まだ、概要書の段階では無理だということですか。

(事業者)

例えば資料3の8ページで、工事工程ということで示した中の、据付工事着工から2ヶ月～8ヶ月とあり、ここに先ほどご指摘のパネルは一度に5万枚送るわけではなく、塊で入れて据えつけていき、終わったらまた搬入据えつけ、という工程が含まれますが、この辺りは、想定している工事業者と、きっちり何月何日とまではいきませんが、どれぐらいの頻度で入れることになりそうかというところは考えたいです。

(委員)

おっしゃることはよくわかりますが、法令の手続きで、影響があるかどうかということ

を予め議論しながら進めていくという手続きになっていますので、仮に提示できないのであれば。

(事業者)

すいません、できます。

計画表を作って、それをご提示すると。例えばパネル搬入では、日割りの工程を出して1日何台通りますというのを計画表の中に入れてご提示すればよろしいということですか。それを、この概要書に盛り込むということですか。

(委員)

はい、極力そういった形で提示いただきたいのと、法令手続きで影響があるかどうかを評価しなければいけないので、ここの項目選定などが正しく行われているのかは、必要な情報が整った段階で、手続き進められてもいいのではと思います。今提示できないのであれば、もう少し時期をずらしていただいてもいいのではという気もします。急がれて提出されているという気もしました。

(事業者)

はい。準備して提示するようにしたいと思います。

(委員)

概要書の22ページですが、動植物生態系(イ)のところ、「侵略的外来種の生息生育状況についても、適切な調査を行います、また、必要に応じて適切な防除計画を含めて事業計画を策定します。」とありますが、「策定し、実施します」ということが必要じゃないかと思います。

というのは、先ほどの除草に対する廃棄物処理にも絡みますが、これは適切な時期に適切に処理しないと、逆にその除草して廃棄物となった際に侵略的外来種がその周辺にも増えてしまうということも起こりえますので、この調査をしっかりと、防除を実施してその後除草等を行う方が、後々の影響は少なくて済むと思いますので、検討ください。

(事業者)

ご指摘ありがとうございます。対策を実施します、まで合わせて記載させていただければと思います。

(委員)

影響評価項目の選定のところで、反射光は、森林があり集落では見えないので行わない、ということになっていますが、先ほどの委員のご説明にもあったように、必ずしも住民の目に入るだけが影響とは限らず、また、おそらくパネルの種類によっても、どういう波長の光がどのくらい反射されるかは変わってくると思われれます。このため項目として抜いて

しまうと、分からないことがかなり増えると思います。できるのであれば、項目として残していただきたいです。

(事業者)

先生のご指摘は、予測評価項目として選定し、予測評価を実施した方がいいのではないかと、そういう理解でよろしいでしょうか。ご指摘も踏まえまして、項目として、計算自体はそれほど難しいものではございませんので、追加を検討してみたいと思います。

(2) 姫路天然ガス発電所新設計画に係る事後監視調査結果報告書について

<議題について、事業者から資料4により説明。>

[質疑]

(委員)

資料4の23ページ、産業廃棄物について伺います。残土であれば産廃としてカウントされなかったが、その大量の残土がセメント混じり土として、産廃である汚泥としてカウントされることになって、そのほとんどが有効利用されたので、全体としての有効利用率が大幅に上がったということでしょうか。

(事業者)

はい、その通りです。

(委員)

有効利用率を見ると76.3%から99.8%に大幅に有効利用率が上がったように読めますが、単に扱いが変わったから、数値上そうなったということでしょうか。

(事業者)

はい、数字上かなり有効利用率が増えているのは、先生のご理解の通りです。

(委員)

何か新しいことをしたわけではないということですね。

(事業者)

はい、当初から我々はこのセメント混じり土も盛り土として使う計画で、その通りにしています。

(委員)

予期せぬ埋設物が発見されたということですが、それはどういうことでしょうか。

(事業者)

発電所の建設工事にあたり、基礎工事をするために掘削作業が発生しますが、その掘削工事中、おそらく過去の出光興産製油所の基礎ではないかと思われるコンクリートの躯体や、また、工業水配管・下水配管の敷設工事における公道での掘削工事中、自然岩と思われるかなり大きな石が出てきましたので、撤去しました。

(委員)

それら埋設物を撤去したことで、地盤の安定性は問題なしということですか。

(事業者)

はい、そこは問題ありません。

(委員)

資料4の14ページ、車両のルート別台数を詳しく測っていますが、この工事期間中の675台という台数について、これは令和5年度に起こり得ると予想された最大値というわけではなく、全工事期間中の最大値という意味ですか。

(事業者)

はい。

(委員)

もし、令和5年度でこの675台というのが、最大起こりうると予測されているにもかかわらず、実際は482台に抑えられたということであれば、3割最大値がカットされたということになると思います。この675台というのは、今後も発生する可能性があるという数値ですか。

(事業者)

はい、その通りです。この最大台数の月は実は来月で、ちょうど今年度はこのピークの台数に到達する可能性があります。

(委員)

それがぐっと抑えられているということにはならないですか。やはりこの675台程度は発生する可能性があるということですか。

(事業者)

可能性としてはあります。我々はルート別台数を遵守できるよう建設工事の元請会社とも協力して、車両台数をできる限り減らす取り組みをしていますが、最大に達する可能性はあります。

(委員)

引き続き努力して、なるべく台数を減らしていただきたいと思います。

(委員)

同じく資料4の14ページの表で、国道250号の西方面からと、東方面からの結果が記載されています。地図を見ると、いろいろな市道から最終的に国道に繋がるので、国道の結果を出しているものと思われませんが、この表の中で市道の妻鹿38号線の結果を出しているのは何か理由があるのでしょうか。全て0台になっていますが。

(事業者)

当時の予測の際、地元の工事関係者の方が地域の道路を通過して発電所に来ると想定した上で、小型車の通勤台数だけに限定し、この妻鹿38号線のところから10台程度を計画していました。資料4の7ページ交通に関する事項に道路の図がありますが、この妻鹿38号線と国道250号線が交差している部分は実は立体交差になっていて、ここを通行した車は国道250号に入れないという事情があり、計画として織り込んでいました。しかしながら、やはりこの市道よりも大きな道路である国道250号線を通行した方が、車両や歩行者にとって安全だろうということで、今は極力国道250号を通行するようにしています。

(委員)

よくわかりました。交差しているのかなとは思いましたので、なぜここだけ特別視しているのかと思ってお聞きしました。

また、資料4の21ページに、重要な種の移植後の生育状況を報告されています。まず1つ目にこれはコンテナに移植したように見えますが、実際にどこに移植したのでしょうか。2つ目にそれに関連すると思いますが、事業者の所在地が福井県であり、それはなぜなのかということ。3つ目に、今後どうするのでしょうか。元々あった場所に植え戻すことが可能なのか。可能でないとすればこのコンテナでそのまま生育状況を見守り続けるのか。その辺りの計画を教えてください。

(事業者)

まず1点目、どこにあるのかというご質問ですが、発電所の我々の事務所の前にコンテナを置き、常にモニタリングできる状況にしています。専門家の方に見てもらい、一番日当たりのいいところを選んで置いています。

2点目に福井県の事業者を選定した理由ですが、大阪ガスがこれまでも発電所や製造所等の緑地に関するコンサルティングを株式会社BO-GAにお願いしていたという経緯があ

り、信頼のおける業者であるため、こちらに指導を仰いでいます。

3点目の最終的にどうするのかという質問ですが、今は建設工事中ですのでこういう形をとっていますが、最終的には発電所構内にできる緑地に、湿性植物の生育に適した環境を作り、そこに移植する計画です。

(委員)

安心しました。大阪ガスは他の施設でもすごく地域に貢献した緑地を作っておられますので、ぜひこの発電所でも地域に貢献するような緑地をお願いしたいと思います。

(事業者)

承知しました。

(委員)

今まさに委員が質問されたことに関して、ミゾコウジュについては、移植して2年で半数になっていますよね。これ、一年草というのでしょうか、いわゆる多年草ではないので、植えたものが生き延びているだけの印象があります。種ができてそこから再生してくれないことには、どんどん減って消えてしまう。そういう意味では、横に落ちたと言っているものが、土にあった種なのか、実際にここで咲いた花にできた種が再生しているのか、そこが分かれ目になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事業者)

今回、コンテナの外で見つかったものについては、もともとこの重要種自体がこのエリアで見つかったものではなく、発電所内の別のところで見つかっていますので、もともと地面にあったものではなく、このコンテナから種が落ちたものではと想定しています。

ご心配いただいた個体数の減少に関しては、我々は今まで2年ほどこのミゾコウジュを生育している状況でいろいろとわかってきた事があり、資料にもミゾコウジュの写真がありますが、最初は水たまりの場所も作り、どういったところで発芽するかを観察していましたが、どうやら水たまりがあるところよりも、ない方がよく発芽するということがわかり、今年度は土を嵩上げして、水たまりをなくしました。そうすると数が回復してきました、またこれは来年度、この場でご報告する内容ですが、一旦今年度に専門家の方に重要種の生育状況を確認していただいたところ、ミゾコウジュは52個体まで回復しておりまして、引き続き数を増やしていけるのではないかと期待しています。

(委員)

安心しました。ただ、実際の生育場所として、やはり水槽というのは水はけが悪くなるので、どちらかというとその横に生えてきたように、コンテナ外に生やしたほうが実際の環境に近く、必ずしもコンテナにこだわる必要はないのではと思います。その辺も含めて、とにかく維持していただけたらと思います。

(事業者)
承知しました。

以上